

麒麟のまち和太鼓の祭典事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、麒麟のまち和太鼓の祭典事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取しゃんしゃん祭と連携して開催し、観光客を誘致するためのイベントの実施に要する経費に対し補助することにより、中心市街地の活性化を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、麒麟のまち和太鼓の祭典とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施する団体とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、保険料、謝金、手数料、食糧費、使用料及び賃借料、その他補助事業の実施に直接必要と認められる経費とする。ただし、原則補助対象者自身から調達したものに係る経費及び仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を除く。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の総額から当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に5分の4を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、40万円を上限とする。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、補助対象事業の開始前までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者が、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等をいう。）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額をもって算定した補助金の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除

税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第 8 条 規則第 9 条第 1 項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額

（2）本補助金の 2 割を超える減額

（着手届の提出）

第 9 条 本補助金の交付に係る事業は、規則第 10 条第 1 項第 3 号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（実績報告）

第 10 条 規則第 12 条に定める実績報告は、補助対象事業が完了した日から 30 日以内に提出しなければならない。

2 規則第 12 条の報告書に添付すべき同条第 1 号に掲げる書類は、様式第 1 号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入税控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 2 号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（補助金の交付）

第 11 条 規則第 11 条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付することができるものとする。

（雑則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条、第10条関係）

事業計画（報告）書

1 補助事業名 麒麟のまち和太鼓の祭典事業

2 事業（予定）期間 開始 年 月 日

終了 年 月 日

3 事業計画（実績）

[illegible]

【消費税の取り扱い】※いずれか該当するものに○をしてください。
 (一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

鳥取市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度麒麟のまち和太鼓の祭典事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号により交付決定の通知のあった麒麟のまち和太鼓の祭典事業補助金について、麒麟のまち和太鼓の祭典事業補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額 金 円
(年 月 日付第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円
- 5 仕入控除税額がない理由（選択又は記入すること。）
 - ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
 - ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 2割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ その他（ ）
- 6 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類（別紙）
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
 - (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分			
経費の内訳							

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法